

羽生総合病院の建て直しと まちづくりについて

藤倉 宗義議員

・質問 羽生総合病院の移転問題が新聞で取りざたされているが、羽生市民にとって二十四時間体制の救急医療病院は、必要欠くべからざるものである。

羽生総合病院を西口開発の核に周辺を整備し、魅力ある都市空間をつくるべきと考え

るが、市として今後どのような取り組みをしていくのか伺いたい。

・答弁（企画財政部長）

羽生総合病院の移転については、本市としては、市内移転を基本に病院側と協議を続けてきたが、病院側の希望する区域が農業振興地域の農用



羽生 総合病院

地区域であること、また、改正まちづくり三法の趣旨からも許認可を受けることが大変難しい状況になっている。一方、最近の新聞報道によ

ると、羽生総合病院を加須市内に誘致しようとする署名運動が起こっており、さらに加須市では、別の病院誘致を考えているとの記事が掲載された。

本市としては、他の自治体の動きでもあり、静観せざるを得ないと考えている。

現在のところは、病院側と協議を続けていくなかで、羽生総合病院が移転を希望する区域でのさまざまな許認可がクリアできるのか、あるいは、現在地での建て替えの可能性

はあるのかなどの点を見極めていきたい。
そして病院側との協議の結果が、現在地での建て替えに進展する場合には、用地の無償貸与の継続の問題も含め、新たな道路計画の整備あるいは周辺居住環境の整備についても前向きに対応していきたいと考えている。

その他の質問

・有償ボランティアについて
・子どもの医療費助成拡大について

その他の質問

・福祉バスルート見直しについて
・学校図書館の整備拡充について

公的資金の繰り上げ償還 について

斉藤 隆議員

・質問 本年度の地方財政計画によると、公債負担の軽減を図るため、三ヶ年間で五兆円規模の公的資金の繰り上げ償還を実施するとしている。

本市における公的資金の繰り上げ償還についての見解を伺いたい。また、償還の資金手当ての方法、償還対象とな

る額、財政軽減への効果についても併せて伺いたい。

・答弁（企画財政部長）

地方財政法及び地方交付税法の一部改正により、金利5%以上の公的資金の繰り上げ償還が可能になることを受け、本市でも計画を策定し、取り組んでいく考えである。

普通会計で本年度償還対象となる残債は、約一億円となり、当初予算で計上した基金取り崩し分約八千万円を充当し、残りは一般財源で対応したい。これによる利子の軽減額は、約一千万円程度になる。

次に、下水道特別会計で本年度対象となる残債は、約十九億円であり、金融機関からの借り換えを予定している。利子の軽減額については、金利と償還期間が確定できないので正確な数字ではないが、三年間で六億五千万円程度に

なると見込まれる。
最後に下水道会計で本年度対象となる残債は、約七億八千万円であり、減債積立金を三億円程度取り崩し、残りは金融機関からの借り換えを予定している。

これによる利子の軽減額は、三年間で約一億八千万円程度になると見込まれる。
今後、集中改革プランや財政健全化計画などの計画を基に繰り上げ償還の計画をまとめていきたいと考えている。

*公的資金の繰り上げ償還とは
国等からの借入金を先の年度の方まで繰り上げて償還すること。以前は、繰り上げ償還すると補償金を支払う必要があったが、法改正で一定の条件を満たすことにより、補償金が免除されることとなった。